

宇都宮市監査委員告示第11号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成20年7月24日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年9月22日

宇都宮市監査委員 五井 治夫

同 佐藤 千鶴子

同 小野里 豊

同 渡辺 道仁

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出日

平成20年7月24日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 宇都宮市教育委員会が実施する埋蔵文化財発掘調査に従事した臨時職員の賃金について調べたところ、出勤簿や調査日誌上で確認できる出勤日数と実際に支払われた賃金の算定基礎となった出勤日数が、一致していない例が見受けられる。
- ・ 平成19年9月にテクノポリス遺跡に係る整理作業に従事した臨時職員の場合は、出勤簿上の明瞭に判読できる一日勤務日数は173日だが、261日分の賃金が支払われており、賃金の過払いにより多大な損失が発生していると考えられる。
- ・ 平成20年2月にテクノポリス、若松原南及び下西原の各遺跡に係る発掘作業に従事した臨時職員の場合は、出勤簿の日数よりも実際に支払った賃金の日数の方が少なく、賃金の未払いにより大変な不正労働を臨時職員に対して強いていると考えられる。

(2) 措置請求

宇都宮市長に対し、賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して請求する旨及び賃金の未払い部分を追給する旨、勧告するよう求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成20年7月30日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容から判断し、平成19年9月にテクノポリス遺跡に係る整理作業に従事した臨時職員の賃金に過払いがあったか否かを、監査対象事項とし、主張要旨のうち、平成20年2月にテクノポリス遺跡外2遺跡の発掘作業に従事した臨時職員の賃金に未払いがあったと主張している部分については、監査対象事項としなかった。

住民監査請求が適法となるためには、請求人が違法又は不当であると認める財務会計行為等によって、市が被った損害の補てん等に必要な措置が示されることが要件となるが、臨時職員の賃金に未払いがあったと主張している部分については、市が損害を被ったものとは認められないことから、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠くものと判断した。

2 監査対象部局

監査対象部局を教育委員会事務局文化課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年8月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成20年8月11日に教育次長、教育委員会事務局副参事（文化振興担当）、文化課長、同課長補佐、同課文化財保護グループ係長から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 埋蔵文化財発掘調査に係る臨時職員の任用について

教育委員会事務局文化課は、埋蔵文化財保護を目的として遺跡において確認調査や本発掘調査を実施する際には、出土品の洗浄、乾燥、注記、接合、復元、実測、製図、拓本及び写真撮影並びに報告書の版下及び割付作成を行わせるための臨時職員（以下「整理事業員」という。）を任用している。

なお、このほかに、掘削等の作業を行わせるための臨時職員（以下「発掘作業員」という。）も任用している。

本市が任用する臨時職員について、宇都宮市臨時職員の任用等に関する要綱（昭和44年告示第92号。以下「要綱」という。）第3条第2項及び同要綱別表は、下表のとおり職務の内容により分類している。

分類	職務の内容
一般事務	事務補助
軽作業	家政、一般及び学校用務
中作業	給食調理
重作業	清掃、工場、土木、公園等

注：これらの他に、司書、保健師等の資格を要する分類があるが、省略する。

整理事業員は、作業場所が屋内であり、作業内容が出土品の洗浄、乾燥等の比較的軽易な手仕事为主体であることから、一般事務に該当する。

また、要綱第3条第3項は、下表のとおり勤務条件等による区分を定めている。

区分	勤務条件等
第1種	任用期間が1月を超え、勤務すべき日及び時間を宇都宮市職員定数条例（昭和24年条例第59号）第1条に規定する職員（以下「一般職員」という。）に準じるもののうち、1週間の勤務時間を30時間以上に定めるもの
第2種	任用期間が1月を超え、勤務すべき日及び時間を一般職員に準じるもののうち、1週間の勤務時間を30時間未満に定めるもの
第3種	任用期間が1月以内のもの、勤務条件が特殊なもの及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の昼間の授業を行う課程の学生

整理事業員は、任用期間は6月であるが、1日の勤務時間が午前9時30分から午後4時までの5時間30分（昼食時の休憩1時間を除く）であり、1週間の勤務時間が30時間未満

であることから、第2種に該当する。

(2) 臨時職員の休暇について

ア 年次休暇（有給）

要綱第19条第1項は、任命権者は、第1種及び第2種の臨時職員に対し、継続して勤務した期間（月数）に応じた日数の有給休暇を与えることができるものと定めている。具体的な有給休暇の日数は下表のとおりである。

継続して勤務した期間	1月	2月	4月	6月
有給休暇の日数	1日	3日	5日	10日

イ 夏季休暇（有給）

要綱第19条第2項は、任命権者は、第1種及び第2種の臨時職員で、7月1日から9月30日までの期間中1月以上雇用されるものについては、上記の休暇のほかに2日の有給休暇を与えることができるものと定めている。

ウ その他の休暇（無給）

要綱第19条第3項は、任命権者は、臨時職員が公務上又は通勤により、負傷し、若しくは疾病にかかった場合等には、無給の休暇を与えることができるものと定めている。

(3) 臨時職員の出勤簿の取扱いについて

ア 出勤簿への押印について

宇都宮市職員服務規程（昭和36年訓令第4号）第3条の3は、職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない旨を定めている。

これを受けて、宇都宮市出勤簿取扱規程（昭和36年訓令第11号。以下「規程」という。）は、出勤簿の取扱いに関し必要な事項を定めており、その第6条は、臨時職員の出勤簿の取扱いについては、同規程の規定を準用する旨を定めている。

文化課は、各現場事務所に、当該事務所において勤務する臨時職員の出勤簿を備え付け、臨時職員は、出勤の都度押印することとしている。各現場事務所を担当する文化課職員（以下「調査担当者」という。）は、月末に出勤簿の内容を確認している。

イ 出勤簿の表示について

行政経営部人事課は、「臨時職員任用の手引き」において、要綱及び規程の規定に基づき、臨時職員の休暇及び出勤簿の表示についてまとめている（「図表第4 臨時職員の休暇一覧」）が、そのうち整理作業員に該当する部分は下表のとおりである。

区分	休暇種類	取得日数	取得単位	出勤簿表示
第2種	年次休暇(有給)	雇用月数に応じ10日の範囲内で付与	1日	「有休」
	夏季休暇(有給)	7～9月中に1月以上雇用される者に2日付与	1日 4時間	「有休」 「有休4」
	その他の休暇(無給)	公務災害時に最大6ヶ月等	1日 時間	「無休」 「無休○」

文化課は、これに準拠して整理作業員の出勤簿の整理を実施している。

なお、付与された日数の有給休暇を消費した後に私用等により勤務を休む場合は、

欠勤の扱いとなり、出勤簿の該当欄に、1日単位の場合は「欠勤」、時間単位の場合は「欠勤○」と表示するものと定められている（規程第3条）。

(4) 臨時職員の賃金について

ア 賃金単価について

要綱第10条第2項は、臨時職員の賃金について、日額とし、その金額については10,000円の範囲内で任命権者が決定するものと定めている。

これを受けて、文化課では、人事課が毎年度定める「臨時職員賃金単価表」に基づき、整理作業員の賃金単価を設定している。

平成19年度においては、一般事務の第2種単価（1日の勤務時間が一般職員と比較して短い場合に使用する1時間当たりの賃金単価）740円に1日の勤務時間5時間30分を乗じた4,070円を、日額単価としていた。なお、時間単位で無給休暇を取得した場合や時間単位で欠勤した場合の減額に用いる1時間当たりの賃金単価は、上記の740円としていた。

イ 賃金の算定方法について

整理作業員の賃金の算定については、出勤日数（1日単位の有給の年次休暇や夏季休暇の日数を含む）に日額単価を乗じた額に超勤割増を加えた額から、時間単位の無給休暇や欠勤の時間数に1時間当たりの賃金単価を乗じた額を減ずることによって得た額を日給合計額とし、これに通勤割増を加えた額を支給総額としている。

(5) 臨時職員の出勤日数等について

平成19年9月にテクノポリス遺跡に係る整理作業に従事した臨時職員16人の、当該月の出勤簿並びに当該月分の賃金に係る支出負担行為決議書及びその添付書類を検証した結果は、以下のとおりである。

ア 出勤簿の状況

当該月の出勤簿への押印の状況並びに休暇及び欠勤に係る表示の状況を集計すると、下表（「3 監査委員の判断」において、「表1」という。）のとおりである。

職員	押印有り						押印無し		合計日数 ⑨ =①+⑦+⑧
	押印日数 ①	うち時間 休無し②	うち有休有り		うち無休有り		有休⑦	無休⑧	
			日数③	時間数④	日数⑤	時間数⑥			
A	16日	14日	0日	0時間	2日	6時間	0日	2日	18日
B	18日	10日	0日	0時間	8日	22時間	0日	0日	18日
C	13日	9日	0日	0時間	4日	10時間	0日	5日	18日
D	18日	15日	0日	0時間	3日	5時間	0日	0日	18日
E	17日	12日	0日	0時間	5日	13時間	0日	1日	18日
F	14日	11日	0日	0時間	3日	5時間	0日	4日	18日
G	15日	12日	0日	0時間	3日	7時間	0日	3日	18日
H	17日	16日	1日	4時間	0日	0時間	1日	0日	18日
I	17日	16日	0日	0時間	1日	1時間	0日	1日	18日
J	18日	16日	1日	4時間	1日	1時間	0日	0日	18日
K	18日	17日	0日	0時間	1日	3時間	0日	0日	18日
L	17日	13日	0日	0時間	4日	10時間	0日	1日	18日
M	17日	17日	0日	0時間	0日	0時間	1日	0日	18日
N	15日	15日	0日	0時間	0日	0時間	1日	2日	18日
O	17日	17日	0日	0時間	0日	0時間	1日	0日	18日
P	14日	12日	0日	0時間	2日	6時間	0日	4日	18日
計	261日	222日	2日	8時間	37日	89時間	4日	23日	288日

注1：各項目の意義は次のとおり。

- (1) 「押印有り」の「押印日数①」とは、出勤印が押印されている日数
- (2) 「うち時間休無し②」とは、①のうち、時間単位の休暇や欠勤に関する表示がなされていない日数
- (3) 「うち有休有り」の「日数③」とは、①のうち、時間単位の有給休暇が表示された日数
- (4) 「うち有休有り」の「時間数④」とは、③で表示された時間の集計値
- (5) 「うち無休有り」の「日数⑤」とは、①のうち、時間単位の無給休暇や欠勤が表示された日数
- (6) 「うち無休有り」の「時間数⑥」とは、⑤で表示された時間の集計値
- (7) 「押印無し」の「有休⑦」とは、出勤印が押印されていない日のうち、「有休」と表示された日数
- (8) 「無休⑧」とは、出勤印が押印されていない日のうち、「無休」又は「欠勤」と表示された日数

注2：平成19年9月の土曜日、日曜日及び祝日を除いた出勤を要する日数は18日であり、各職員の合計日数（⑨）は、いずれも18日である。

なお、請求人が事実証明書として宇都宮市職員措置請求書に添付した平成19年9月分の出勤簿は、上の表に記載した職員のうち、M、N及びOの3人分が欠けている。このことについて、請求人は、情報公開請求に対する開示の際に欠けていたものであると主張しているが、文化課は、間違いなく開示したものであると主張している。

イ 賃金内訳表の記載

当該月分の賃金に係る賃金内訳表の記載のうち、出勤、休暇、欠勤に係る日数若しくは時間数並びに賃金等の金額は、下表（「3 監査委員の判断」において、「表2」という。）のとおりである。

職員	出勤日数 ⑩	欠勤時数 ⑪	有給休暇		出勤算定 ⑭=⑩+⑫	賃金 ⑮	交通費 ⑯	総支給額 ⑰=⑮+⑯
			1日⑫	半日⑬				
A	16日	6時間	0日	0日	16日	60,680円	1,260円	61,940円
B	18日	22時間	0日	0日	18日	56,980円	1,440円	58,420円
C	13日	10時間	0日	0日	13日	45,510円	2,280円	47,790円
D	18日	5時間	0日	0日	18日	69,560円	1,440円	71,000円
E	17日	13時間	0日	0日	17日	59,570円	1,530円	61,100円
F	14日	5時間	0日	0日	14日	53,280円	3,770円	57,050円
G	15日	7時間	0日	0日	15日	55,870円	2,850円	58,720円
H	17日	0時間	1日	1日	18日	73,260円	1,530円	74,790円
I	17日	1時間	0日	0日	17日	68,450円	3,230円	71,680円
J	18日	1時間	0日	1日	18日	72,520円	1,440円	73,960円
K	18日	3時間	0日	0日	18日	71,040円	3,420円	74,460円
L	17日	10時間	0日	0日	17日	61,790円	4,930円	66,720円
M	17日	0時間	1日	0日	18日	73,260円	3,230円	76,490円
N	15日	0時間	1日	0日	16日	65,120円	5,850円	70,970円
O	17日	0時間	1日	0日	18日	73,260円	7,840円	81,100円
P	14日	6時間	0日	0日	14日	52,540円	2,470円	55,010円
計	261日	89時間	4日	2日	265日	1,012,690円	48,510円	1,061,200円

注：各項目の意義は次のとおり。

- (1) 「出勤日数⑩」とは、実際に出勤した日数（時間単位の休暇や欠勤のある日を含む。）
- (2) 「欠勤時数⑪」とは、時間単位の無給休暇や欠勤の時間の集計値
- (3) 「有給休暇」の「1日⑫」とは、出勤しなかった日のうち、1日単位の有給の年次休暇や夏季休暇の日数
- (4) 「有給休暇」の「半日⑬」とは、出勤した日のうち、4時間単位の有給の夏季休暇を取得した日数
- (5) 「出勤算定⑭」とは、1日単位の有給の年次休暇や夏季休暇の日数を含む、賃金の算定基礎となる日数
- (6) 「賃金⑮」とは、⑭に賃金の日額単価4,070円を乗じた額から、⑩に1時間当たりの賃金単価740円を乗じた額を減じた額
- (7) 「交通費⑯」とは、通勤割増の額

なお、臨時職員毎に作成された臨時職員賃金支給内訳書を検証した結果、各職員の賃金、交通費及び総支給額の算定は正確に行われていた。

2 監査対象部局の説明

請求人が主張する 173日という日数は、出勤簿上で「明瞭に判読できる一日勤務日数」だけを数えたものであるが、これは事実誤認であり、時間単位の休暇や欠勤の日数を加えなければ、賃金の支出負担行為決議書に添付されている賃金内訳表の日数と一致しない。

正しい出勤日数は 261日であり、出勤簿に押印された日数と、賃金内訳表に記載されている出勤日数は同数で一致している。したがって、請求人が主張するような賃金の過払いはなく、金額も適正である。

3 監査委員の判断

平成19年9月にテクノポリス遺跡に係る整理作業に従事した臨時職員の賃金に過払いがあったか否かについて検討する（以下、表1及び表2の数値を用いて説明するので、両表を参照されたい）。

該当する16人の整理作業員の当該月の出勤簿を検証したところ、出勤印が押印された日数の合計は261日（表1の①）であり、押印はないが「有休」と表示された日が4日（表1の⑦）あった。また、出勤印が押印された日で、時間単位の無給休暇や欠勤の表示がなされている日が37日（表1の⑤）あり、時間数の合計は89時間（表1の⑥）であった。

一方、当該整理作業員の当該月分の賃金に係る支出負担行為決議書に添付された賃金内訳表を検証したところ、出勤日数の合計は261日（表2の⑩）であり、これに1日単位で取得した有給休暇の合計日数4日（表2の⑫）を加えた265日（表2の⑭）が、賃金支給の対象となっている。また、減額の基礎となる欠勤時数の合計は89時間（表2の⑪）であった。

以上見たとおり、賃金算定の基礎となる日数及び時間数について、出勤簿と賃金内訳表の記載は完全に一致しており、請求人が主張するような日数の不一致は認められない。また、賃金の算定は正確に行われており、賃金の過払いは認められない。

請求人は、「明瞭に判読できる一日勤務日数を求めると、173日にしかならない。ところが、支払っているのは261日にも達するのであります。」と主張していることから、35万円余（注）の過払いがあるものと推測していると思われるが、出勤簿の押印日数261日（表1の①）のうち、時間単位の休暇や欠勤に係る表示の無い日数222日（表1の②）から、前記のとおり請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書に出勤簿が事実証明書として添付されていなかったM、N及びOの3人分49日〔表1の②のうち、M（17日）、N（15日）及びO（17日）の計〕を減じると、173日となり、請求人が主張する日数と一致する。このことから、請求人は、時間単位の有給休暇の表示がある日数2日（表1の③）及び時間単位の無給休暇や欠勤の表示がある日数37日（表1の⑤）を、「明瞭に判読できる一日勤務日数」に含めておらず、その結果、出勤簿上の押印日数と賃金内訳表上の出勤日数が不一致であると誤認したものと思われる。

注：（261日－173日）×@ 4,070＝358,160円

4 結論

以上、宇都宮市長に対し、平成19年9月にテクノポリス遺跡に係る整理作業に従事した臨時職員の賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して請求する旨、勧告するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

宇都宮市職員措置請求書 宇都宮市長に関する措置請求の要旨

平成20年7月24日

宇都宮市監査委員あて

住所 (略)

職業 (略)

氏名 (略)

請求の趣旨

宇都宮市教育委員会は、埋蔵文化財発掘調査を行っているが、臨時職員に対する賃金が適正に行われていないと思われることが、情報公開によって発見されたので、適切に行われているかの監査を地方自治法第242条第1項の規定により求めるものであります。

不正が発見されれば、宇都宮市長に対して、賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して請求すること及び賃金の未払い部分を追給することを勧告してくださることを求めるものであります。

請求の理由

新斎場の建設に関わる調査を行っていました。

すると、平成18年9月、富士山台遺跡の埋蔵文化財の発掘調査において、調査日誌・出勤簿並びに実際に支払った賃金が一致しないことが偶々見つけました。文化課に対して質問しましたが、誠意ある納得できる回答をしていただけないので、住民監査対象期間内の情報公開を行ったものであります。

表1、2の通り、多くの矛盾する箇所がわずか2ヶ月の調査で発見されました。

表1 平成19年9月 テクノ整理員賃金支払い

項目	一日の日数
支出負担行為決議書賃金	261
出勤簿の賃金	173

情報公開された出勤簿の黒く塗られた半日とか時間給が明瞭に読めないように黒塗りされているので、明瞭に判読できる一日勤務日数を求めると、173日にしかならない。ところが、支払っているのは261日にも達するのであります。こんなにも実際に支払ったとすれば、多大な損失が発生していると考えられます。こんなことがあってはならないので、監査をお願いするものであります。

表2 平成20年2月 テクノポリス・若松原南・下西原遺跡発掘調査

	テクノポリス			若松原南			下西原		
	一日	半日	有給	一日	半日	有給	一日	半日	有給
支出負担行為決議書賃金	225	29	17	114	17	0	31	8	0
出勤簿の賃金	267	29	18	114	17	0	42	10	0
調査日誌	225	29	17	105	17	0	38	6	0

平成20年2月については、出勤簿よりも実際に支払った賃金の方が少ないのであります。

本当に実働日数よりも支払った賃金の方が少ないとなれば、大変な不正労働を臨時職員に対して行われていることとなり、至急に適正に行うようにしなければならないと考えます。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（情報公開で得た文書）を添え、必要な措置を請求します。

添付資料

支出負担行為決議書

平成20年2月分 平成19年9月分

支出命令書

平成20年2月分 平成19年9月分

出勤簿

平成20年2月分 平成19年9月分

調査日誌

平成20年2月

（平成19年9月分のものは、整理作業員のため存在しない）

添付資料（略）